

少年事件における被害者配慮制度の運用状況 - 令和6年1月から12月まで -

最高裁判所事務総局家庭局

1 はじめに

本資料は、令和6年1月から12月までの1年間における被害者配慮制度の運用状況を取りまとめたものである（令和7年3月集計）。参考として、過去5年分のデータを掲載した。

2 本資料上の注意

- （1）本資料において、被害者配慮制度とは、少年法（以下「法」という。）に定められた、（i）被害者等による記録の閲覧及び謄写（法第5条の2）、（ii）被害者等の申出による意見の聴取（法第9条の2）、（iii）一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴（法第22条の4）、（iv）被害者等に対する審判状況の説明（法第22条の6）及び（v）被害者等に対する審判結果の通知（法第31条の2）をいう。
- （2）本資料に掲載した数値は、当局の実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。そのため、過去の本資料に掲載した数値と一致しない場合がある。
- （3）各項目別割合は、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

目 次

被害者配慮制度の運用状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 被害者等による記録の閲覧及び謄写・・・・・・・・・・	1
表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況	
2 被害者等の申出による意見の聴取・・・・・・・・・・	2
表2 意見聴取の運用状況	
図1 聴取方法の内訳（令和2年1月から令和6年12月までの累計）	
3 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴・・・・・・・・	3
表3 審判傍聴の運用状況	
図2 非行別傍聴実施件数（令和2年1月から令和6年12月までの累計）	
4 被害者等に対する審判状況の説明・・・・・・・・・・	5
表4 審判状況の説明の運用状況	
図3 審判状況の説明の運用状況の内訳（令和2年1月から令和6年12月 までの累計）	
5 被害者等に対する審判結果の通知・・・・・・・・・・	6
表5 審判結果通知の運用状況	

被害者配慮制度の運用状況について

1 被害者等による記録の閲覧及び謄写

表1 記録の閲覧及び謄写の運用状況

年 次	申出人数	許 可		不許可 人 数	理 由			取下げ
		人 数	比 率 (%)		申 出 資格外	審 判 不開始	その他	
令和 2年	927	887	95.7	5	2	2	1	35
3年	821	800	97.4	8	0	2	6	13
4年	772	747	96.8	5	2	3	1	20
5年	950	926	97.5	7	3	1	3	17
6年	989	962	97.3	10	3	5	2	17
5年累計	4,459	4,322	96.9	35	10	13	13	102

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 不許可の「理由」は、複数該当する場合があるため、「不許可人数」と各「理由」の合計は一致しないことがある。

3 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

2 被害者等の申出による意見の聴取

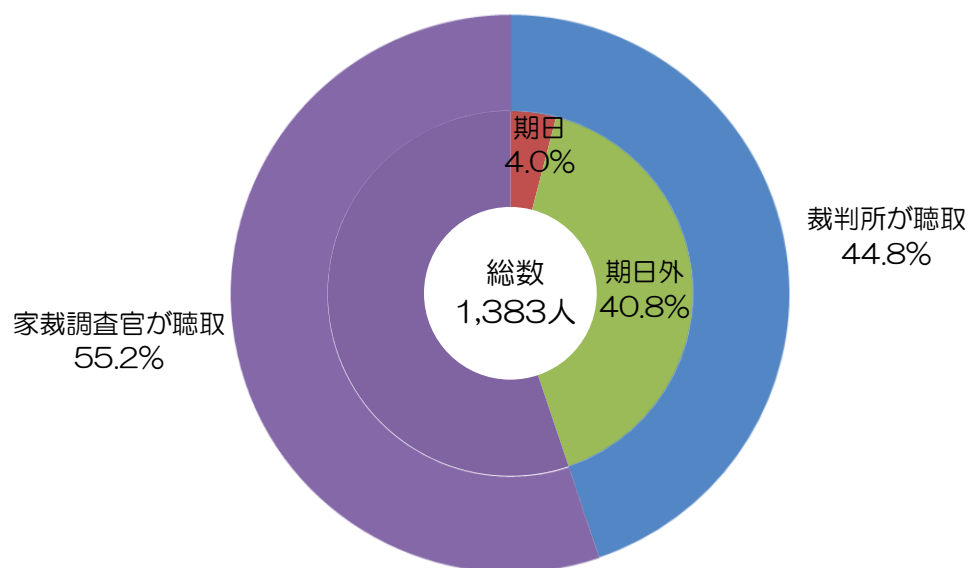
表2 意見聴取の運用状況

年 次	申出人数	実 施		裁判所が聴取		家裁調査官 が聴取	聴取せず
		人 数	比 率 (%)	期 日	期日外		
令和 2年	254	248	97.6	12	118	118	6
3年	272	266	97.8	18	106	142	6
4年	248	236	95.2	13	89	134	12
5年	289	279	96.5	7	115	157	10
6年	373	354	94.9	6	136	212	19
5年累計	1,436	1,383	96.3	56	564	763	53

(注) 1 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。

図1 聴取方法の内訳（令和2年1月から令和6年12月までの累計）



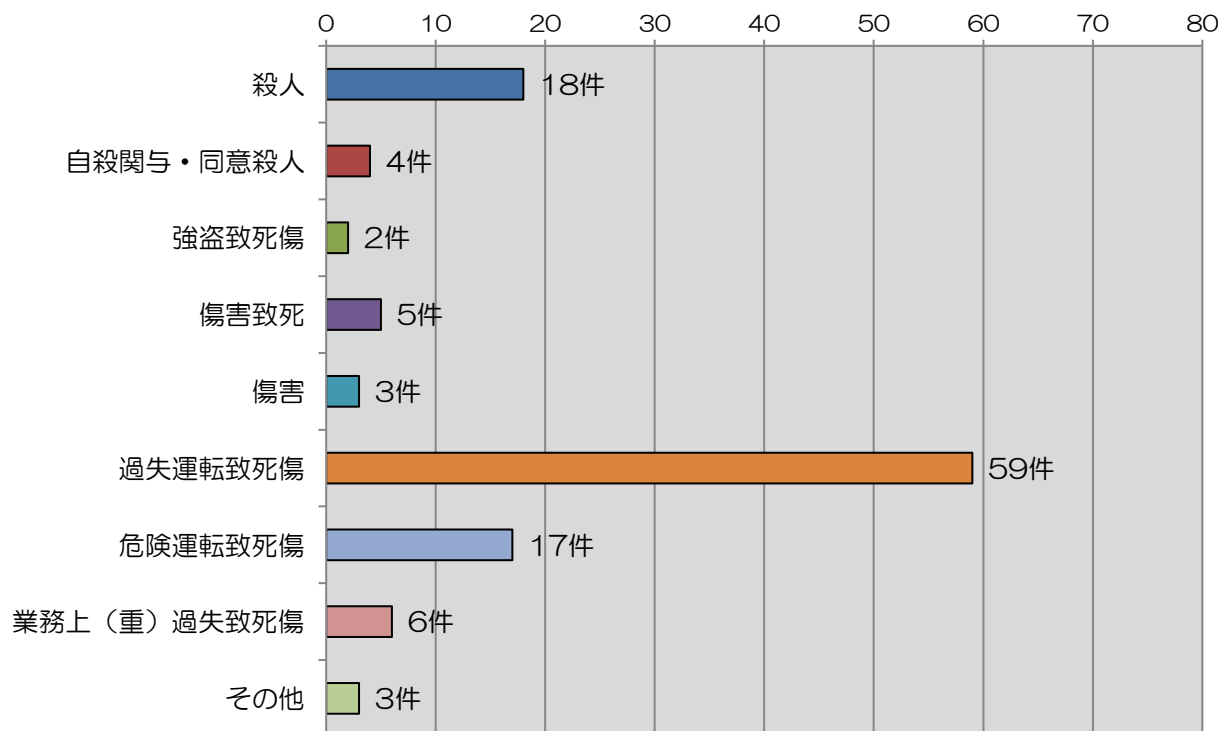
３ 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴

表３ 審判傍聴の運用状況

年 次	傍聴対象 事 件 数	申出のあった 事 件 数 (申出人数)	傍聴が許可されたもの	
			事件数 (人数)	比 率 (%) (人数比)
令和 2年	60	33 (61)	28 (51)	84.8 (83.6)
3年	67	27 (53)	24 (50)	88.9 (94.3)
4年	76	31 (64)	29 (60)	93.5 (93.8)
5年	52	19 (41)	19 (40)	100.0 (97.6)
6年	60	24 (52)	21 (47)	87.5 (90.4)
5年累計	315	134 (271)	121 (248)	90.3 (91.5)

- (注) 1 「傍聴対象事件数」には、致傷事件のうち、生命に重大な危険が生じたとして被害者等から申出がされたが、裁判所が傍聴対象事件として取り扱わなかったものを含む。
- 2 「申出のあった事件数(申出人数)」には、申出を取り下げたものを含む。
- 3 「比率(%) (人数比)」は、「申出のあった事件数(申出人数)」に対するものである。
- 4 1件の事件につき、複数の被害者等から申出があった場合は、1人でも許可されれば、許可されたものとして集計している。

図2 非行別傍聴実施件数（令和2年1月から令和6年12月までの累計）



- （注） 1 許可された被害者等が傍聴しない場合があるため、許可件数と実施件数は一致しないことがある。
- 2 「殺人」及び「自殺関与・同意殺人」には、未遂を含む。
- 3 「過失運転致死傷」には、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱及び無免許運転により加重された罪に係る非行を含む。
- 4 本図の非行名には、その正犯のほか共犯を含む。

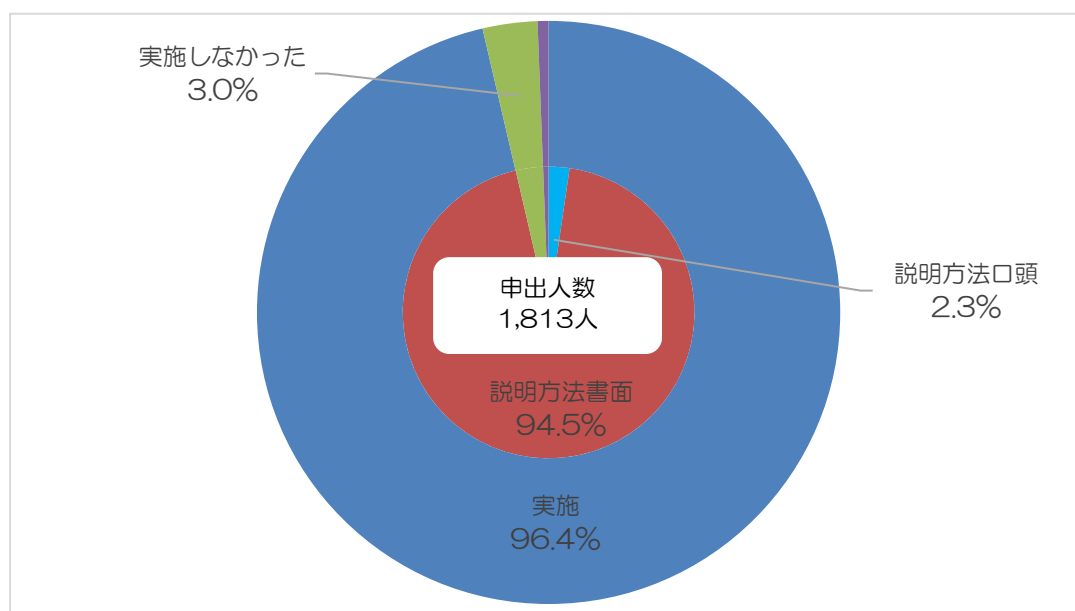
4 被害者等に対する審判状況の説明

表4 審判状況の説明の運用状況

年 次	申出 人数	実施した人数				実施しなかった人数				取下げ
		人 数	比 率 (%)	説 明 方 法			理 由			
				口 頭	書 面		申 出 資格外	審 判 不開始	その他	
令和 2年	313	301	96.2	9	293	8	0	5	3	4
3年	326	317	97.2	7	310	8	0	7	1	1
4年	286	275	96.2	3	273	10	2	7	1	1
5年	386	374	96.9	11	367	7	3	3	1	5
6年	502	480	95.6	12	470	22	10	9	3	0
5年累計	1,813	1,747	96.4	42	1,713	55	15	31	9	11

- (注) 1 「申出人数」は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。
- 2 「比率(%)」は、「申出人数」に対するものである。
- 3 1人の被害者等に対し、口頭及び書面により説明した場合には、「口頭」・「書面」にそれぞれ計上するため、「実施した人数」と「説明方法」の合計は一致しないことがある。
- 4 実施しなかった理由の「その他」には、被害者等が審判を傍聴した結果、別途、審判状況を説明する必要がなくなったと判断された場合、審判状況の説明を実施できない場合等が含まれている。

図3 審判状況の説明の運用状況の内訳（令和2年1月から令和6年12月までの累計）



5 被害者等に対する審判結果の通知

表5 審判結果通知の運用状況

年 次	申出人数	実 施	
		人 数	比 率 (%)
令和 2年	841	840	99.9
3年	780	779	99.9
4年	748	741	99.1
5年	938	927	98.8
6年	1,195	1,184	99.1
5年累計	4,502	4,471	99.3

(注) 「申出人数」は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。